

おとうさん・おかあさん間違えないで!

保護者が同伴でも深夜、興行場等に青少年(18歳未満)は入れません。

(沖縄県青少年保護育成条例・沖縄県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例)

※興行場等とは、映画館、演劇場、ボウリング場、ビリヤード場、スケート場、ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、マンガ喫茶などをいいます。



ゲームセンター ※一部は午後10時~午前4時まで



カラオケボックス

ダメ! 深夜はいかない



映画館



ボウリング場



マンガ喫茶・インターネット

そのほか、深夜営業のコンビニ、飲食店を含め、全ての県民には青少年の深夜のはいかいを防止する努力義務があります。

- 青少年に規則正しい生活習慣(早寝・早起き・朝ご飯)を
- 県民みんなで青少年の深夜のはいかいを防止しましょう

沖縄県・沖縄県警察・沖縄県教育委員会・(社)沖縄県青少年育成県民会議

誰
か
が
い
る
話
し
た
い
い
今
、

Nogizaka46



学校でのいじめに悩んだら、心配な友達がいたら、
いつでも話を聞くとよ

通話料無料になりました

24時間子供SOSダイヤル



なやみいおう
0120-0-78310

各教育委員会等によって運営されている、全国共通のダイヤルです。

以下の相談ダイヤルも開設しております。状況に応じて活用してください。

児童虐待かもと思ったら

☎189番

(児童相談所全国共通ダイヤル)

子どもの人権110番

☎0120-007-110

(通話料無料、法務局職員または
人権擁護委員による相談窓口)

各都道府県警察本部に
よる少年相談窓口

(右のQRコードから近くの
窓口を調べられます)



内閣府 警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

1 自撮り画像を送信してしまい...

女子中学生は、SNSで知り合って仲良くなった人から顔写真を送るように頼まれ、自分で撮って送った。その後、要求はエスカレートし、裸の写真まで送らされてしまった。その写真がネット上で拡散されている。

一度流出した画像の削除はとても難しいです。まずは相談してください。

3 男子も被害に!

男子中学生は、共通の趣味の大人と会い、趣味に関するレアなアイテムをくれると約束してくれたので、相手が望むままに男性器を触られたり性的な行為をされた。

性被害にあっているのは女子だけではなくあります。

こんな性被害に悩んでいませんか?

何気ない日常生活の中で、性被害の魔の手が近づいてきて...

4 JKビジネス

女子高校生は、バイト代がいいからと友人に誘われて、JKコミュニティアプリを始めた。店長から、「客が望めば室内で性的サービスをするように」と言われ、嫌だったが、客に体を触られることも我慢した。

自分が被害者と気が付いていない場合もあります。

2 本場にモデル?

女子高校生は、モデルとしてスカウトされ、指定された日に撮影現場に行くことになった。裸同然の写真を撮られた。こんなはずではなかったが、契約違反になると言われて断れなかった。

親の同意がない未成年者の契約は無効です。その場合、破棄できる可能性があります。

5 家族からの性的被害

女子中学生は、小学生のころから父親に性的な行為を要求されていた。父親に逆らうと生活できなくなってしまうので相談できずにいた。

家族からの性的被害は相談しづらいかもしれませんが、でも、あなたは悪くありません。匿名で相談できる窓口もあります。

支援内容 こんな「支援」であなたをサポートします。

A	警察官や法律の専門家等による相談の受付、対処方法等に関するアドバイス	<ul style="list-style-type: none"> 性的な被害にあった。 誰にも言えない。 契約違反と言われてどうしていいかわからない。など
B	警察の少年補導員や児童相談所の児童心理司等の専門家によるカウンセリング、立直し支援のための各種活動への参加支援	<ul style="list-style-type: none"> 今の自分が嫌い。 普通の生活が送れない。 不安な気持ちに押しつぶされそう。など
C	婦人相談所や児童相談所での一時保護、避難できる民間団体等の紹介	<ul style="list-style-type: none"> 自宅に帰ることができない。 居場所がない。 どこか安全な場所に避難したい。など
D	病院を紹介したり、一緒に病院に付き添うなどの受診に関する援助	<ul style="list-style-type: none"> もしかしら妊娠したかもしれない。 性病をうつされたかもしれない。 病院に行きたいが一人では行く勇気がない。など
E	削除依頼方法の助言等必要な支援（早く対処することで拡散を防ぐことができる場合があります）	<ul style="list-style-type: none"> 自分の性的な画像がインターネット上に流れている。 SNSで写真が拡散された。など

アルファベットは、右記相談窓口に対応しています

相談窓口 安心して相談できる窓口があります。まずは相談を。

各相談窓口では、それぞれの専門家があなたの話を聞いてくれて、適切なアドバイスをしてくれたり、対処方法を一緒に考えてくれます。あなたの未来を守るために、一人で悩まず相談してください。(匿名での相談が可能な窓口もあります)

A B C D E	1. 警察	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 被害者の警察署...警察署に直接ご相談ください。 ✓ 被害者の警察本部専用電話 #9110 (最寄りの警察本部の相談窓口につながります) ※受付時間は各都道府県警察により異なります。執務時間以外の場合は、当日または音声案内で対応する場合があります。 	 <p>少年相談窓口 <input type="text"/> <input type="text"/></p> <p>http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm</p> <p>※受付時間は各都道府県警察により異なります。</p>
A B C	2. 婦人相談所	<p>http://www.gender.go.jp/policy/na_violence/e-vaw/soudankikan/02.html</p> <p>婦人相談窓口 <input type="text"/></p>	
A B C	3. 児童相談所	<p>児童相談所全国共通ダイヤル「189」 (最寄りの児童相談所につながります) ※受付時間 24時間</p>	
A	4. 日本司法支援センター (法テラス)	<p>0570-079714 (なくともない)</p> <p>IP 電話からは 03-6745-5601</p>	
A	5. 法務局	<p>子どもの人権 110 番 (最寄りの法務局・地方法務局につながります)</p> <p>0120-007-110 ※受付時間 平日 8:30~17:15</p>	
E	6. 違法・有害情報相談センター (総務省支庁事業)	<p>http://www.ihaho.jp</p> <p>ホームページで利用履歴を削除し、その後に画像をスマートフォンから撮影できません。※24時間オンライン受付</p>	

守りたい

大切な自分 大切な誰か

～忘れないで！ネットには危険がいっぱい！～

SNSを通じて多くの子供たちが性被害等にあっています。ここで2つの事例を紹介します。

事件 1

スマホゲームで仲良くなった同い年の子に会いに行ったら…

1 ゲーム内で同学年の友達ができた



2 「親にナイショで会おう」と誘われ…



3 しかし待ち合わせ場所にいたのは知らないおじさんで、車で誘拐されそのまま閉じ込められてしまった！



事件 2

SNSで知り合った友達と、写真のやりとりをしていたら…

1 動画をあげていたらフォロワーがどんどん増えてきたAさん



2 DMをくれたお兄さんと友達になり、写真を送りあうようになって…



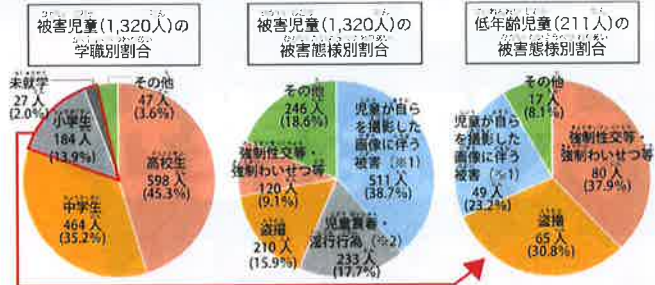
3 イヤだったけど断りきれず、裸の写真を送ってしまった！



保護者の
かたへ
子ども
読んで!

児童ポルノ事犯の被害児童学職別・被害態様別の割合

被害児童の学職別割合では高校生が最多であるが、小学生の被害は年々増加傾向にある。

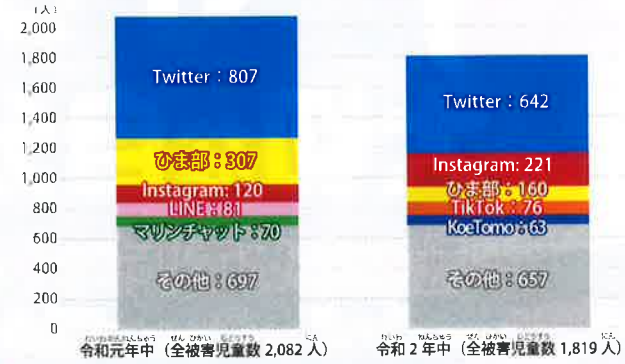


※1...「児童が自ら撮影した画像に伴う被害」は、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。
 ※2...「盗撮行為」は、「青少年保護育成条例(盗撮行為)」をいう。

保護者の
かたへ
子ども
読んで!

サイト別の被害児童数

「Twitter」に起因する被害児童数が約4割を占めるとともに、「Instagram」「TikTok」「KoeTomo」に起因する事犯の被害児童数が増加している。



保護者の
かたへ

フィルタリングは必ず設定しましょう!!

被害児童の約9割が、被害時にフィルタリングを利用していませんでした。フィルタリングには、子供の年齢等に応じて利用時間を設定したり、アプリケーションの利用を個別に許可または制限することができる機能もあります。また、携帯電話機だけではなく、タブレット端末や携帯ゲーム機等の子供が利用する機器に応じた適切な管理が重要です。子供に携帯電話機等を持たせる場合は、子供を犯罪から守るためにも、保護者の皆様が積極的にフィルタリングの設定をしてあげましょう。



保護者の
かたへ

保護者の皆様のご指導が、子供を犯罪から守ります!

ID、パスワードの適切な利用・管理について教えてあげてください。

- 名前や誕生日といった推測されやすいパスワードは使わない。
- 友達であってもパスワードは、教えない。
- 他人のID・パスワードは、犯罪になる場合があるので、絶対に使わない。



保護者の
かたへ

親子で見てもらいたいサイトの紹介

- 警察庁Webサイト子供の性被害対策被害防止のためのマンガや動画を紹介
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html
- 文部科学省のYoutube公式サイト
「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」の紹介
https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbAOd2f-4u_Mx-BCn13GyWdI

保護者の
かたへ

「ペアレンタルコントロール」の活用

保護者が子供のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること(「ペアレンタルコントロール」)が大切です。内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように親子のルールづくりやペアレンタルコントロール等が紹介されています。

●内閣府ホームページ
保護者向け普及啓発リーフレット集
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html

性被害に関して悩んでいる、話を聞いてほしいときの相談窓口(民間団体)

●NPO法人ぱっぷす (受付時間:24時間365日、いつでも)
☎050-3177-5432 (匿名可)

●メールによる相談 メールアドレス:paps@paps-jp.org
 ●サイトURL :<https://www.paps.jp>



困ったときの相談窓口(行政機関)

- ぴったり相談窓口 **子供向け**
 子供の性被害等に関する相談窓口案内Webサイト
<https://www.npa.go.jp/bureau/safelylife/syonen/annai/index.html>
- 警察相談専用電話 **☎#9110**
 ▲最寄りの警察本部の相談窓口につながります。
- 性犯罪被害相談電話 **☎#8103** (ハートさん)

- 24時間子供SOSダイヤル **子供向け**
 いじめで困ったり、自分や友達の安全に不安があったりしたら、すぐに電話を!
☎0120-0-78310 (電話代無料)
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター (はやくフレストップ)
 (全国共通番号) **☎#8891**



警察庁
文部科学省

守りたい 大切な自分 大切な誰か



～忘れないで！ネットには危険がいっぱい！～

SNSを通じて多くの子供たちが性被害等にあっています。ここで、2つの事例を紹介します。

ケース① 女の子同士だと思って写真のやりとりをしたら…

女の子同士で下着姿の写真を交換したAさん



でも相手は実は男性で、Aさんは脅迫されてしまった！



警察署に相談することには…



注意！

SNSで、子供が裸や裸に近い画像等を知らない相手に送ってしまう事案が発生しています。一度ネット上に流出した画像を全て削除・回収することはできません。このような事例では、男の子も被害に遭っています。また、子供が加害者になった事案も発生しています。子供が被害者にも加害者にもならないようにするためにSNSの危険性について子供と一緒に考えておく必要があります。

ケース② SNSに「家出したい」と書き込んだら親切な人が現れて…

BさんがSNSに「家出したい」と書き込んだら親切な人が声をかけてくれて…



でも相手の家に行ったら、監禁されて性被害にあってしまった！



帰ってこないBさんを両親は泣きながら探しています…

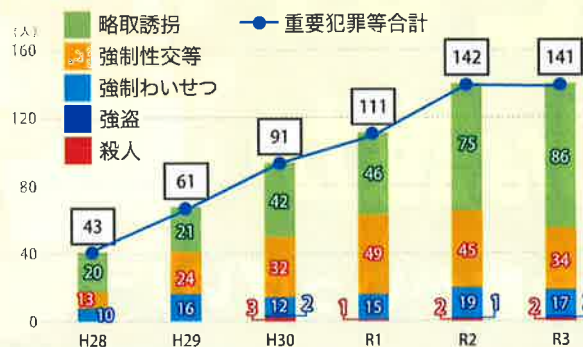


注意！

犯罪者が優しい言葉をかけてきたり、困りごとを助けるふりをして子供に近づき、徐々に子供の信頼を得た上で会う約束をして犯行に及ぶという事案が発生しています。過去には悩みごとをSNSに投稿した子供が相談に乗るふりをした相手と会って、危害を加えられた事案も発生しています。子供がSNS等で知り合った人と安易に会うことがないように、日頃から子供とコミュニケーションをとり、表情や態度の変化に気をつけるようにしましょう。

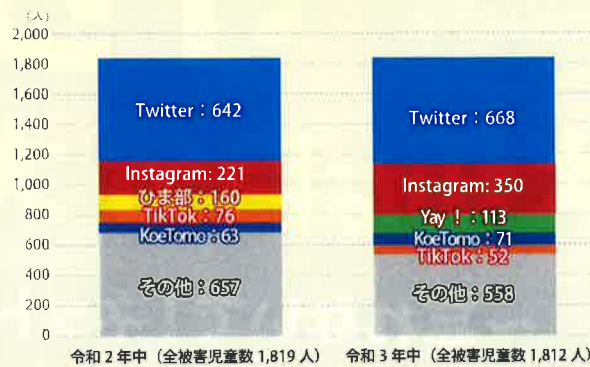
SNSに起因する凶悪な犯罪の被害は増加傾向!

令和3年中の重要犯罪等の被害児童数は141人で、略取誘拐事件が年々増加しています。



サイト別の被害児童数

犯人と「Twitter」で知り合った被害児童は約4割で、「Twitter」「Instagram」「Yay!」「KoeTomo」が前年比で増加しています。



フィルタリングは必ず設定しましょう!

フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち約9割が、被害時にフィルタリングを利用していませんでした。フィルタリングには、子供の年齢等に応じて利用時間を設定したり、アプリケーションの利用を個別に許可または制限することができる機能もあります。また、携帯電話機だけではなく、タブレット端末や携帯ゲーム機等の子供が利用する機器に応じた適切な管理が重要です。子供に携帯電話機等を持たせる場合は、子供を犯罪から守るためにも、保護者の皆様が積極的にフィルタリングの設定をしてあげましょう。



ID・パスワードの管理について教えてあげてください。

- 名前や誕生日といった推測されやすいパスワードは使わない。
- 友達であってもパスワードは教えない。
- 他人のID・パスワードは、犯罪になる場合があるので、絶対に使わない。

「守ろうね!」

親子で見てもらいたいサイトの紹介

警察庁Webサイト子供の性被害対策

被害防止のためのマンガや動画を紹介

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html



文部科学省のYouTube公式サイト

「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」の紹介

https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbAOd2f-4u_Mx-BCn13GywdI



「ペアレンタルコントロール」の活用

保護者が子供のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること(「ペアレンタルコントロール」)が大切です。

内閣府では子供が安全に安心してネットを利用できるように親子のルールづくりやペアレンタルコントロール等が紹介されています。

ペアレンタル
(親としての)

コントロール
(制限)

内閣府ホームページ

保護者向け普及啓発リーフレット集

https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html



性被害に関して悩んでいる、話を聞いてほしいときの相談窓口(民間団体)

●NPO法人ぱっぷす (受付時間:24時間365日、いつでも)

☎050-3177-5432 (匿名可)

■メールによる相談 メールアドレス:paps@paps-jp.org

■サイトURL :<https://www.paps.jp>



困ったときの相談窓口(行政機関)

●ぴったり相談窓口 子供向け

子供の性被害等に関する相談窓口案内Webサイト

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/anna/index.html>



●警察相談専用電話 ☎#9110

▲最寄りの警察本部の相談窓口につながります。

●性犯罪被害相談電話 ☎#8103

(ハートサイン)

●24時間子供SOSダイヤル 子供向け

いじめで困ったり、自分や友達の安全に不安があったりしたら、すぐに電話を!

(なやみおろ)

☎0120-0-78310 (電話代無料)



●性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

(はやくワンストップ)

(全国共通番号) ☎#8891

保護者のみなさまへ

SNSを利用して犯罪の被害に遭った児童数は、過去5年間で増加傾向にあり、また、被害児童の中で、フィルタリング利用の有無が判明した被害児童のうち、約9割がフィルタリングを利用していません。お子さんにとってインターネットが身近になっている今日では、お子さんが被害に遭わないように、保護者がきちんとお子さんのインターネット利用を見守っていく必要があります。

お子さんを守る「フィルタリング」



従来の携帯電話は①、スマートフォンは①②③に対応するフィルタリングが必要！
 お子さんが安全にインターネットを利用するためには、スマートフォンの場合、①②③の3つのフィルタリングが必要となります。携帯電話大手3社が提供する「あんしんフィルター」などでは、簡単な設定で①②③のフィルタリングが可能です。

使用時間や利用できるアプリの制限など、年齢に応じた制限をしましょう。

※iPhoneなどのアプリ制限や利用時間制限は、都道府県警が行う必要があります。

家庭におけるルール作り

犯罪やトラブルからお子さんを守るために、フィルタリングの利用とともに、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、お子さんにインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作るのが大切です。ルール作りは、できるだけスマホ等をお子さんに持たせる前に決めましょう！また、ルールを守れなかったときのルールも決めましょう！



インターネット じけんぼ

けいせつちよ
警察庁

～インターネットの使い方、みんなはだいじょうぶ？～

タブレットやスマートフォンでネットけんぼ

インターネットは、いろいろなところで使われています。みんなはどんなふうに使っていますか？



ちゅうい
注意!

インターネットは便利だけど、正しく使わないとキケンもいっぱい！



悪い大人が、いろいろなやり方でキミをだまそうとっています！

友だちになるおうちで、

同年だね

ダンス動画をネットにとうこう

ゲーム機で他人と対戦・チャット

〇×クイズの正解

①の答え.....○ インターネットは世界中のたくさんの人とつながることができて便利ですが、子どもを悩ませることも多いため、利用には注意が必要です。	②の答え.....× 名前や住所などを書きこむことで、インターネットに書きこむ前に、しっかりと確認しましょう。	③の答え.....○ 自分が消しても、世界のどこかでだれかが画像を保存して、インターネットにのせてしまう可能性もあります。	④の答え.....× インターネット上には、プロフィールや写真をのせて、だまそうとする人もいます。
⑤の答え.....× インターネットにはいろいろな写真や動画がありますが、中には見られない写真や動画も含まれています。	⑥の答え.....× 男子も、インターネットで知り合った人に、見られたくない写真を送ってしまったりすることがあります。	⑦の答え.....× 悪い人ややましいことを隠して、子どもを悩ませる人もいます。	⑧の答え.....× インターネットの情報は、ウソや、人をだまそうとする悪い情報もあります。

相談窓口

警察では、インターネット利用に関するトラブルや犯罪被害を始め、非行、家出、いじめ等の少年問題に関するあらゆる相談を電話又はメールにより受け付けています。都道府県警察の少年相談窓口（ヤングテレホンコーナー等）又は最寄りの警察署まで相談してください。



▼都道府県警察の少年相談窓口について
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

じっさいにあった事件のしようかい

(男子がねらわれることもあります!)

1

00を100日
食べられました

12:50/25:00

この人の動画
おもしろくて
大好き♪

メッセージ
おくらせてみてよっと

小学3年生女子

2

DMありがと★
よろしくね!

うん!
なかよくしてね♥

初DM きねんに、
服をぬいだ写真を
見せて♪

え?

3

それは
ちよっと…

え?なんで?

みんな見せてくれる
のに…
なんかガッカリ!

どうしよう
きらわれちゃう!

4

1回だけなら
大丈夫だね…?

写真すぐ
おくるね!

注意!
ちゅうい

自分を守るために、知らない人にメッセージや顔が
うつっている写真をおくらない! 人に見られては
困る写真はとらないようにしましょう!

そのほかにもこんな事件もおきています!

はだかの動画をとられる

言うことを
きけ!!

女子小学生が、ゲームアプリで知り合ったお兄さんに「会いたい」と言われた。じっさいに会ってみたら、そのお兄さんは本当は50才くらいのこわいオジさんで、自分のはだかをビデオカメラでとられてしまった。

誘拐される

おかしをたくさんもらって、
食べきれないよ～、
食べるの手伝ってくれない?

うん、いいよ!

ガッパ

たずけて!

女子小学生が、インターネットの動画を見たことをきっかけに、知らない人と連絡をとるようになり、「学校終わるの何時?」と聞かれたりして、誘拐されてしまった。

注意!
ちゅうい

自分を守るために、インターネットで知りあった人には会わない! 「会いたい」と言われたら、必ずしんらいできる大人に相談しましょう!

アプリを使っていい年れいが決まっているから、必ず守ろう。フィルタリングはみんなを守ってくれるものだから、はずさないようにしよう。ネットは悪い人も使っていることを忘れないようにしよう。

インターネットの使い方 OXクイズ

- ①インターネットは、世界中の人が使っている。
 - ②インターネットに、自分の名前や住所を書きこんでもよい。
 - ③インターネットにのせた名前や写真は、かんたんに消すことができない。
 - ④ゲームアプリで知り合った人のプロフィールに、「20才・女子小学生」と書いてあり、写真もやさしそうな女の子だったので、この人にならなくてもいい。
 - ⑤人に見られたくない写真は、友だちになら送ってもかまわない。
 - ⑥インターネットでねらわれるのは、女子だけである。
 - ⑦ゲームアプリで知らない人と協力プレイをしたが、やさしいと思った人となら、じっさいに会ってもよい。
 - ⑧インターネットの情報は、全て正しいことになっている。
- (正解は最後のページをチェック!) →

NPO法人や民間団体の相談窓口もあります

チャイルドライン

18歳以下の青少年対象の相談窓口
 0120-99-7777
 通話代無料 / 匿名可
 受付時間 毎日午後4時～午後8時
 チャット相談はこちら



ライトハウス

0120-879-871
 通話代無料 / 匿名可
 LINEによる相談 LINEのID: LH214
 メールによる相談 メールアドレス: soudan@lh.jp
 受付時間 平日午前10時～午後7時

このほかにも多くの相談窓口があります。SNSによる相談を受けつけている地域や、相談、医療受診、カウンセリング等必要な支援を一か所で行う「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」もあります。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjkc/pdf/one_stop.pdf



ワンストップ支援センター
 ※受付時間は各機関によって異なります。
 検索

このリーフレットは、性被害にあっていても気がついていない子供たちに「これって、自分のことかな?と気づいて相談してもらい、これ以上被害にあわないようにしてもらいたい、少しでも安心して生活できるようにしてもらいたいという願いで作りました。

あなたは一人ではありません。まずはあなたが相談してみようと思った「だれか」や「どこか」に相談してみてください。

何ができるか、どうしたらいいのか、一緒に考えましょう。



家庭内での早期発見・早期対処が子供の未来を救います!

性被害等から子供を守るために、日頃から家庭内でコミュニケーションをとりながら、性被害の危険性を教えること、子供の異変やSOSにいち早く気が付くことが大切です。異変を感じたら、子供を責めずに子供の話を傾けてあげてください。

そして保護者の方も一緒にご相談ください。

保護者の方へ 家庭のルール

- ✓ 以下の点に関する注意点を《生活一般に関する注意点》
 - 学校に行きたくない、週明けになると体調を崩す等変化が見られないか。
 - 家族との接し方に変化が見られないか。
 - 夜眠れないと言う、特定の家族を避ける、必要以上に甘える等不自然な状態はないか。
 - 子供にとっても家庭が安心して生活できる場所になっているか。
 - 困ったことがあれば、必ず保護者や大人に相談できるよう伝えていくか。
- 《スマートフォンに関する注意点》
 - フィルタリングを設定し、家庭のルールを作っているか。
 - 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者で確認しているか。
 - 個人を特定される情報を書き込んでいないか。
 - 知らない人とSNSやメール、写真のやり取りをしていないか。
 - どんな理由でも裸や下着姿の写真は撮らない、撮らせないように伝えるか。



あなたは気づいていないかも!?



「あれ?おかしいな?」「やっぱり変なのかな?」と思っただけで、言い出せずにいることって、ありませんか?大人に相談することは恥ずかしいことではありません。安心して相談してください。

けいさつちょう 警察庁

一人は二人ですか？

1 ネットで知り合ったお姉さんに頼まれて...
 インターネットゲームで知り合った少し上のお姉さんとネット上で仲良くなり、顔写真を送って何度も頼まれたので自分で写真を撮って送ってあげた。そのあと、どうしてもと頼まれたので、下着姿や裸の写真も送った。

2 友達と遊んでいるときに...
 同級生教人と遊んでいて、おまけ合っていたときに写真ゲーム機で裸の写真を取られた。後になって、写真を消してもらおうとしたが消してくれず、イヤな気持ちになった。

3 2人だけの秘密と言われ...
 夜更かとお父さんが布団の中に入ってきて、パジャマの中に手を入れてきて身体を触ってくる。寝たなとは思っているけれど、お父さんから「誰にも内緒だよ、みんなやっていることだから。」と言われていたので、お母さんには言えなかつた。

あれ？



何回も
たのまれて
わるいから

1回くらい
いいかな...



これって
あなたじゃ
ない？

ええっ？

おっ！
おっ！
おっ！



それっ！
おっ！
おっ！
おっ！

今だ！
シャッター
チャンス！



あんな
恥ずかしい
写真...

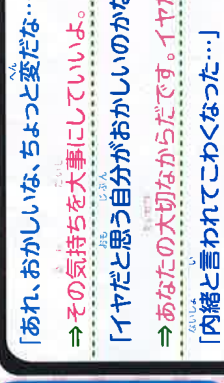
みんなに
見られたら
どうしよう

いつしよに
ねようか



どうしてそんなことを
さわるの？

だれにも
ないよだからね



「あれ、おかしいな、ちょっと変だな...」
 ⇒ その気持ち
を大事に
していよ。
「イヤだと思
う自分がお
かしいのな...」
⇒ あなたの
大切なら
だです。イヤ
だと言って
いいんだよ。
「内緒と言
われてこわ
くなった...」
⇒ 内緒とい
う人にと
話してい
いんだよ。

疑問を解決!

Q. だれに話せばいいの？
 A. あなたの家族や学校の先生、養護の先生、あなたの周りのいる信頼している大人などに話しましょう。

相談窓口

Q. 知っている人に話せないときは？
 A. いろいろな相談窓口があるので、相談してください。子供から話を聞く仕事をしている警察官や専門家の大人があなたの話を聞いてくれます。

相談窓口

Q. 相談窓口で相談するとどうなるの？
 A. 家族や学校にも知られてしまうの？
 A. あなたが安心できるよう、いろいろな手助けをします。不安はあるかもいれませんが、その不安も含めて相談してください。どうしたらいいか、あなたと一緒に考えます。

相談窓口 (そうだんまどぐち)

- 警察 (けいさつ)
- 最寄りの警察署... 近くの警察署、交番に直接相談してください
#9110
(警察相談専用電話)
(警察本部の相談窓口につながります)
※受付時間は都道府県警察によって異なります。
時間によっては音声で案内する場合があります。
- 少年相談窓口
http://www.npa.go.jp/bureau/
safetylife/syonen/souden.html
※受付時間は都道府県警察によって異なります。
- 性被害被害相談電話 **#8103** (ハートさん)
(最寄りの警察本部の相談窓口につながります)
※受付時間は都道府県警察によって異なります。

匿名通報ダイヤル #0120-924-839
(窓口の人が被害内容を聞いて、警察に伝えてくれます。窓口の人は、警察官ではなく被害者の人です)
※受付時間... 平日午前9時30分~午後6時15分 (通話代無料)
モバイルサイト <http://www.tokumei24.jp/> ※24時間オンライン受付

法務局 (ほうむきょく)

子どもの人権 110番 (最寄りの法務局・地方支庁局につながります)
0120-007-110
(最寄りの法務局)
※受付時間... 平日午前8時30分~午後5時15分

子どもの人権 SOS ミニレター ※全国の小・中学校で配布しています

児童相談所 (じどうそうだんじょ)
 児童相談所全国共通ダイヤル **[189]** (いちひやく)
(最寄りの児童相談所につながります) ※受付時間... 24時間

文部科学省 (もんぶかがくしょう)
 いじめ問題などの相談窓口 「24時間子供SOSダイヤル」
0120-0-78310 (はやみいさう)
(原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながります)



ヘルメットは自分の未来を守るため

令和5年4月から全ての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。



ルールを守る!

||
命を守る!

交通ルールを守ることが
事故のリスクを
減少させます

みんながヘルメットをかぶる未来へ

OK!

沖縄県警察



ルールを守って、安全!安心!自転車ライフ

自転車安全利用五則

令和4年11月1日、中央交通安全対策会議交通対策本部決定



RULE
1

車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

① 自転車は、車道が原則、左側を通行
道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられており、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。自転車が車道を通行するときは、自動車と同じ左側通行です。道路の中央から左側部分の左端に寄って通行してください。

② 歩道は例外、歩行者を優先

道路標識などにより、歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



歩行者優先

2

RULE
2

交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点では一時停止と安全確認

一時停止標識のある交差点では、必ず止まって左右の安全を確認しましょう。

信号は必ず守る

信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。



RULE
3

夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯する

無灯火は、周りから自転車が見えにくくなるので非常に危険です。夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。



RULE
4

飲酒運転は禁止

飲酒運転は禁止です!

自動車の場合と同じくお酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。



RULE
5

ヘルメットを着用

必ずヘルメットをかぶりましょう

事故による被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

※令和5年4月1日から、

全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されています。



「自転車指導啓発重点地区・路線」の設定

都道府県警察では、自転車指導啓発重点地区・路線において、重点的・計画的に自転車通行空間の整備、啓発活動及び指導取締りを推進しています。

自転車指導啓発重点地区・路線は各都道府県警察のウェブサイトをチェック!

安全運転

